**平成２１年（フ）第１８２４５号**
東京都品川区豊町２丁目３―11　中上川方
債務者　池田　忠行
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２４９号**
神奈川県相模原市宮下本町２丁目37―31
債務者　天野　恵介
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２５６号**
愛知県瀬戸市小田妻町１丁目273　瀬戸住宅２―301
債務者　山口久美子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２５７号**
千葉県船橋市薬円台５丁目14―５―102
債務者　勝俣佳代子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２５８号**
長崎県諫早市高来町船津259
債務者　尾上　松子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２６０号**
東京都台東区東浅草２丁目12―５―302
債務者　工藤美千子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２６１号**
東京都台東区東浅草２丁目12―５―302
債務者　工藤悠美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２６２号**
東京都豊島区池袋本町２丁目７―１―322
債務者　林　　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２６７号**
埼玉県川口市大字木曽呂730―１　ウッドハイムＡ101
債務者　飯山　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２６８号**
東京都西東京市富士町５丁目５―31―202
債務者　前田　則和
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２７６号**
東京都目黒区祐天寺２―４―14―303、住民票上の住所神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目３―３
債務者　奥江　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２７７号**
千葉県市川市大和田４丁目２―17―１―103
債務者　佐藤　清二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２７８号**
東京都葛飾区お花茶屋３丁目３―５―305
債務者　大木　由紀（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８２９６号**
東京都板橋区高島平４丁目５―８―201
債務者　世並　修一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８３０１号**
東京都板橋区富士見町33―11、住民票上の住所埼玉県川口市末広３丁目５―27―202
債務者　駒田　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８３０２号**
東京都福生市大字福生870―６―309
債務者　松林　宏美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部